平成２８年（フ）第８２９号
埼玉県上尾市中妻４丁目３番地10　サンハイツウチヤマ102
債務者　佐々木祐子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８４６号
埼玉県蓮田市大字井沼1122番地６
債務者　村上　俊祥
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８６７号
埼玉県朝霞市岡３丁目15番85号　オハナハイツ103、旧住所埼玉県朝霞市膝折町４丁目１番46号　ハイライズ本多202
債務者　高田　飛鳥
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４２８号
埼玉県越谷市西方１丁目3375番地１　ファミリーコート新越谷107
債務者　工藤　晴美
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
新潟県長岡市松葉２丁目１番75号
債務者　齋藤　　恵
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１３２６号
札幌市北区新川４条４丁目１番17号　新川グランドハイツ204号
債務者　福田かおる（旧姓蜷川）
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８号
北海道留萌市幸町２丁目13番地の４
債務者　長谷川和男
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２８年（フ）第１４６号
岩手県大船渡市三陸町吉浜字大野67番地４
債務者　山岸　利一
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１４７号
岩手県大船渡市三陸町吉浜字大野67番地４
債務者　山岸紀代惠
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１５０号
静岡県富士市富士見台４丁目３番地の10
債務者　柴田　澄江
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第９４５号
愛知県大府市共和町３丁目21番地の７　エシール共和205号
債務者　花本　　卓
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１００８号
名古屋市中村区鳥居西通１丁目46番地の２　中村公園ビル401号
債務者　寺西　　保
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０８０号
愛知県春日井市上条町２丁目136番地１　タウニー上条201号
債務者　永井かおり
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３号
長崎県長崎市西立神町10番53号
債務者　渡辺　理香
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２２号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘５棟422号
債務者　奥村きみゑ
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０号
山形県鶴岡市稲生２丁目37番１号
債務者　諏訪　一男
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第４１号
山形県鶴岡市稲生２丁目37番１号
債務者　諏訪　靖子
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部